

(別紙)【料金表】

2024年4月1日 改訂

介護保険給付対象サービス

※下記の金額表記は、右記地域単価を乗じたものである。

地域単価	10.00
------	-------

(地域密着型通所介護)

3時間以上4時間未満	単位数	利用料金	介護保険適応時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	416	4,160円	416円	832円	1,248円
要介護2	478	4,780円	478円	956円	1,434円
要介護3	540	5,400円	540円	1,080円	1,620円
要介護4	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
要介護5	663	6,630円	663円	1,326円	1,989円
4時間以上5時間未満	単位数	利用料金	介護保険適応時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	436	4,360円	436円	872円	1,308円
要介護2	501	5,010円	501円	1,002円	1,503円
要介護3	566	5,660円	566円	1,132円	1,698円
要介護4	629	6,290円	629円	1,258円	1,887円
要介護5	695	6,950円	695円	1,390円	2,085円
5時間以上6時間未満	単位数	利用料金	介護保険適応時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	657	6,570円	657円	1,314円	1,971円
要介護2	776	7,760円	776円	1,552円	2,328円
要介護3	896	8,960円	896円	1,792円	2,688円
要介護4	1013	10,130円	1,013円	2,026円	3,039円
要介護5	1134	11,340円	1,134円	2,268円	3,402円
6時間以上7時間未満	単位数	利用料金	介護保険適応時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	678	6,780円	678円	1,356円	2,034円
要介護2	801	8,010円	801円	1,602円	2,403円
要介護3	925	9,250円	925円	1,850円	2,775円
要介護4	1049	10,490円	1,049円	2,098円	3,147円
要介護5	1172	11,720円	1,172円	2,344円	3,516円
7時間以上8時間未満	単位数	利用料金	介護保険適応時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	753	7,530円	753円	1,506円	2,259円
要介護2	890	8,900円	890円	1,780円	2,670円
要介護3	1032	10,320円	1,032円	2,064円	3,096円
要介護4	1172	11,720円	1,172円	2,344円	3,516円
要介護5	1312	13,120円	1,312円	2,624円	3,936円
8時間以上9時間未満	単位数	利用料金	介護保険適応時の自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	783	7,830円	783円	1,566円	2,349円
要介護2	925	9,250円	925円	1,850円	2,775円
要介護3	1072	10,720円	1,072円	2,144円	3,216円
要介護4	1220	12,200円	1,220円	2,440円	3,660円
要介護5	1365	13,650円	1,365円	2,730円	4,095円

○減算

種 類	単位数	利用料金	介護保険適応時の自己負担額		
			1割	2割	3割
送迎減算(片道)	▲47	▲470円	▲47	▲94	▲141

○加算

体制	種 類	単位数	利用料金	介護保険適応時の自己負担額		
				1割	2割	3割
✓	入浴介助加算	50単位/回	500円	50円	100円	150円
－	認知症加算	60単位/日	600円	60円	120円	180円
✓	若年性認知症利用者受入加算	60単位/日	600円	60円	120円	180円
－	中重度者ケア体制加算	45単位/日	450円	45円	90円	135円
－	個別機能訓練加算(Ⅰ)	46単位/日	460円	46円	92円	138円
－	個別機能訓練加算(Ⅱ)	56単位/日	560円	56円	112円	168円
－	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位/日	180円	18円	36円	54円
－	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12単位/日	120円	12円	24円	36円
－	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位/日	60円	6円	12円	18円
－	栄養改善加算	150単位/回	1,500円	150円	300円	450円
－	栄養スクリーニング加算	5単位/回	50円	5円	10円	15円
－	口腔機能向上加算	150単位/回	1,500円	150円	300円	450円
－	ADL維持等加算(Ⅰ)	3単位/回	30円	3円	6円	9円
－	ADL維持等加算(Ⅱ)	6単位/月	60円	6円	12円	18円
－	生活機能向上連携加算	200単位/月	2,000円	200円	400円	600円
✓	延長加算(1時間当たり)	50単位/時間	500円	50円	100円	150円
体制	種 類	単位数単位		利用料金		
－	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	5.9%(1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)		左の単位数×地域単価		
－	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.3%(1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)				
－	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.3%(1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)				
✓	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	処遇改善加算Ⅲで算定した単価数の90%				
－	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	処遇改善加算Ⅲで算定した単価数の80%				
－	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1.2%(1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)				
－	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1.0%(1ヶ月の利用合計単位数に乘じる)				
－	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	基本単位数×5／100				

- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。発行されたサービス提供証明書と領収書を保険者介護保険窓口を持参すると、必要な手続きを行った後に法定の介護給付費分が返還されます。

【利用料金の計算方法】

(1ヶ月の利用合計単位数+1ヶ月の利用合計単位数×2.3%×0.9)× 地域単価

上記計算方法により、算出された金額から法定の介護給付費を引いた金額が自己負担となります。

介護保険給付対象外サービス

○ 食費

食事サービスを受ける方は、昼食代1食あたり600円が必要となります。

延長加算算定時に、食事サービスを受ける方は、朝食代1食あたり400円・夕食代1食あたり500円が必要となります。

○ おむつ代

おむつ等を使用される方は、以下の通り料金がかかります。

おむつ・リハビリパンツ 100円
パッド 50円

○ その他の費用

地域密着型通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、利用者の希望により通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用は、サービス提供の範囲を超えた時点から利用者の負担となります。

○ キャンセル料

正当な理由がある場合に限り、無料です。

【地域密着型通所介護】

【加算等の概要】

○減算

送迎減算(片道)

送迎を実施していない場合(利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合)に減算の対象となります。

○加算

入浴介助加算

入浴中の利用者の観察を含む、介助を行う場合に算定されます。観察とは、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のための見守り的な援助であり、極力利用者自身の力で入浴できるように、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行います。結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合でも、加算の対象になります。

認知症加算

基準の人員に上乗せして看護職員又は介護職員を常勤換算法で2以上確保し、且つ前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、認知症である方の占める割合が100分の20以上であること、また地域密着型通所介護を行う時間を通じて認知症介護に係る研修等を終了した者を1名以上配置している場合に加算の対象となります。

若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症患者やその家族を支援するため、本人や家族の希望を組み込んだ介護サービスが提供します。若年性認知症患者一人ひとりの状態に応じたサービスや環境を整え個別の担当者を設けることで加算の対象になります。

中重度者ケア体制加算

基準の人員に上乗せして看護職員又は介護職員を常勤換算法で2以上確保し、且つ前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である方が占める割合が100分の30以上であること、また地域密着型通所介護を行う時間を通じて看護職員を1名以上配置している場合に加算の対象となります。

個別機能訓練加算(Ⅰ)

機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った個別機能訓練について算定することができます。利用者が選択した項目ごとにグループに分かれて活動することで、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されることが要件となります。

個別機能訓練加算(Ⅱ)

機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った個別機能訓練について算定することができます。ただし、機能訓練指導員から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となります。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合に加算の対象となります。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上である場合に加算の対象となります。

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上である場合に加算の対象となります。

栄養改善加算

管理栄養士を配置し、利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画の作成、記録、評価を行った場合に、1月に2回を限度として加算の対象となります。

栄養スクリーニング加算

従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に加算の対象となります。

口腔機能向上加算

言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を配置し、利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、職員が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の作成・記録・評価を行った場合に、1月に2回を限度として加算の対象となります。

ADL維持等加算(Ⅰ)

評価対象期間の満了日の属する年度の次年度内に限り加算の対象となります。評価機関に連続して6月以上利用した期間のある要介護者の集団について、特定の要件を満たすことによって加算の対象となります。

【地域密着型通所介護】

ADL維持等加算(Ⅱ)

上記の要件を満たした事業所において、算定日が属する月に当該利用者のADL値を測定し、その結果を厚生労働省に提出することによって加算の対象となります。

生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する生活機能向上を目的として、通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が共同アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成することによって加算の対象となります。
※個別機能訓練加算を算定している事業所が上記の要件を満たした場合は100単位／月となります。

延長加算

8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行い、通算した時間が9時間以上となった場合に加算の対象となります。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅴ)

介護職員の賃金改善の観点から、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的とした加算です。
算定要件を満たし、計画を指定権者に提出した事業所のみが加算取得の対象となります。

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅱ)

介護職員の職場定着のための取り組みとして、介護職員処遇改善加算等の取り組みが行われていましたが、さらなる定着率向上を目指し、特に現場でリーダー的な役割を担う介護職員の賃金引き上げのための取り組みとして、長く勤めること、キャリアアップすることで、それに見合った賃金を得ることでき、給与面での不安から離職することを防ぐことが目的となっています。算定要件を満たし、計画を指定権者に提出した事業所のみが加算取得の対象となります。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

離島振興法・山村振興法・特定農山法・過疎地域自立促進特別措置法に指定されている地域、その他厚生労働省令で定められた地域に居住している利用者に対して、通常の事業実施区域を越えて、地域密着型通所介護を行った場合に対象となります。